

ID: 418

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	行政財産の目的外使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市病院事業用行政財産の目的外使用に関する規程 第2条		
例 規 番 号	平成21年病院事業管理規程第27号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第2条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、次に掲げる場合に限り、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲において、その使用を許可することができる。 (1) 病院運営に寄与する事業と認める場合 (2) 公共目的のため短期間使用させる場合 (3) 災害その他緊急事態の発生により必要がある場合 (4) その他管理者が必要と認めた場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 382

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	行政財産の目的外使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市病院事業用行政財産の目的外使用に関する規程 第7条		
例 規 番 号	平成21年病院事業管理規程第27号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 他の公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するために使用する場合で、特に必要があると認めるとき。 (2) その他公益上特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 383
担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	行政財産の目的外使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市病院事業用行政財産の目的外使用に関する規程 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成21年病院事業管理規程第27号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第8条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用者の申請により、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事由により、使用物件の全部又は一部を使用できないとき。 (2) 管理者の指示によって、使用物件の全部又は一部を使用できないとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 388

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	駐車場使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	市立芦屋病院使用料及び手数料条例 第5条
例 規 番 号	昭和27年条例第24号
【根拠条文】 (減免) 第5条 前2条に規定する使用料及び手数料は、管理者が必要と認めるときは、減額又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び市立芦屋病院使用料及び手数料条例施行規程第5条の規定による。 (使用料等の減免) 第5条 条例第5条に規定する使用料等の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合において、全額を免除するものとする。ただし、第6号及び第7号に該当する場合の駐車場使用料の減免は、駐車時間が2時間までの駐車場使用料に相当する額を限度とする。 (1) 本市に住所を有する者で、使用料等を納付する資力がないものと管理者が認めたとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者が文書料を納入するとき。 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はその介護者が運転する自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (4) 外来での化学療法、手術、人間ドック等のために来院した患者等で、医師等が必要と認めたものが運転する自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (5) 看取り又は遺体の引取りの際に自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (6) 外来受診のために患者又は介助者等が運転する自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (7) 入退院時の送迎のために患者の家族が運転する自動車の駐車場使用料を納入するとき。 (8) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めたとき。 2 使用料等の減免を受けようとする者は、申請書を提出しなければならない。ただし、前項第3号から第8号までの規定によるときは、申請書によらないことができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-----------------	---------------	-----------------

ID: 389

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	市立芦屋病院使用料及び手数料条例施行規程 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成21年病院事業管理規程第9号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日